

【治癒証明書が必要な感染症】

保育園に在園するお子さんが特定の感染症にかかった場合、感染症の蔓延を防ぐため、他の園児へ感染する恐れがある期間は登園できません。

登園するには「治癒証明書」が必要となりますので、医療機関で診察を受け医師に記入してもらったうえで、園に提出してください。

※医師の診断を受け、医療機関で治癒証明書に記入してもらう必要がある感染症	
病名	登園の目安
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
百日咳	特有の席が消失し、全身状態が良好であること (抗菌薬を決められた期間服用する。7日間服用後は医師の指示に従う)
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
風しん	発疹が消失してから
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺の腫脹(はれ)が消失してから
水痘(みずぼうそう)	全ての発疹が痂皮(かさぶた)化するまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	感染のおそれなくなってから
ヘルペス性口内炎	症状が治まり、食事が食べられるようになってから
腸管出血性大腸菌感染症	症状が治まり、且つ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
流行性角結膜炎	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで
とびひ	プールに入る場合のみ証明書が必要
ブドウ球菌性熱傷様皮膚症候群	医師により感染の恐れがないと認めるまで

治癒証明書 (医師記入)

小金井公園ハイジ保育園 施設長 殿

児童氏名 (年 月 日生)

疾患名

上記疾患で治療中でしたが、(治癒 ・ 軽快) したので、

①保育園に登園しても差し支えありません。

②プール遊びをしても差し支えありません。

その他特記事項

上記を証明します。

年 月 日

医療機関名

医師氏名

